

お知らせ

4月1日から

重度障がい者日常生活用具給付の種目が増えました

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

在宅で、重度の障がいのある人が日常生活上で困難なことの改善や自立した生活の支援などのために、用具を給付・貸与しています。

追加された日常生活用具種目

◆非常用電源設備・外部バッテリー
 対象者 呼吸器機能障がい、または難病などにより同等の障がいを有し、常時人工呼吸器を装着している人または在宅酸素療法者

基準額 10万円
 耐用年数 5年

◆暗所視支援眼鏡
 対象者 網膜色素変性症などにより、夜盲や視野狭窄の症状がある視覚障がい者または難病患者で、白杖を使用した単独歩行が可能であり、医師により有用性および安全に使用できることが確認できた人（※医師の意見書が必要）

基準額 39万5千円
 耐用年数 8年

※既に自費で購入された場合は、給付の対象になりません。購入する前に、必ず福祉課へご相談ください。

▲他の種目や対象、申請方法などの詳細はこちらから



お知らせ

鳥獣被害防止対策に補助金を交付します

▶申し込み・問い合わせ 農林水産課 ☎73-3040

市農林水産業振興事業

イノシシ・アライグマ・ニホンザルなどによる農業被害対策として、補助金を市内在住者に交付します。

※購入後の申請は対象外です。事前に農林水産課へご相談ください。

●被害対策用ネット等設置事業
 市内に所有する水田・畑をイノシシなどから守るための金網・ネット・電気柵などの設置費を補助します。

補助率 事業費の1/2以内（上限額20万円）
 ※受益戸数2戸以上で、一体的に整備する場合は、事業費の2/3以内（上限額30万円）です。

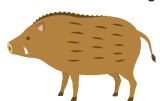
●狩猟免許等取得補助事業
 狩猟免許を新規に取得し、市鳥獣被害対策実施隊員として活動する意志がある場合、受験申請時における診断書発行料、予備講習会受講料、試験費用を補助します。

補助率 事業費の10/10以内

●駆除用罠等購入補助事業
 市内有害捕獲許可者による、くくり罠や箱わななどの購入費を補助します。

補助率 事業費の1/2以内

申込期限 令和7年1月31日（金）
 ※予算が無くなり次第終了します。



▲ワイヤーメッシュ柵



▲電気柵

地域ぐるみ鳥獣被害防止対策事業

継続して鳥獣被害対策を実施する「中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金」の協定集落および農家を含む自治会を支援します。

地域ぐるみで組織的に「農地を含んだ侵入防止柵の整備」「鳥獣捕獲」「鳥獣被害対策勉強会」の全ての活動を行うことが条件です。

※事前に農林水産課へご相談ください。

●集落防護柵設置
 侵入防止柵などの設置に対する資材費を補助します。

補助率 事業費の10/10（上限額150万円）

●地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策
 捕獲器材費、追払機材の導入費を補助します。

補助率 事業費の1/2（上限額50万円）

事業計画提出期限 11月29日（金）
 ※予算が無くなり次第終了します。

くらし

令和6年度狂犬病予防注射

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

登録している犬の飼い主へ案内はがきを送付します。はがきと手数料を持参し、はがきに記載された日程・実施会場で注射を受けてください。

※案内する日程で都合が悪い場合は、最寄りの動物病院で、はがきを持参し注射を受けてください。

料金 注射手数料 2,450円
 注射済票交付手数料 550円
 登録手数料（未登録の人のみ）3,000円

※お釣りのないようお願いします。

くらし

有機肥料を使ってみませんか？

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

し尿・浄化槽汚泥を強制発酵させた完全有機肥料「ハイクリンかがわ」を予約販売しています。

予約先（販売委託先）
 高瀬協同運輸㈱ ☎72・1234

受付期間 月曜～金曜 午前9時～午後5時

引き渡し 木曜、土曜 午前9時～午後5時
 高瀬協同運輸(株)倉庫
 （高瀬町下勝間1339番地2）

販売価格 1袋15kg入り50円（販売は10袋単位）
 ※料金は、引き渡し時にお支払いください。

※積み込みは購入者でお願いします。
 ※数に限りがあります。
 ※年末年始、祝日は除きます。

お知らせ

飼い犬や飼い猫、野良猫への不妊去勢手術費の一部を補助します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

犬や猫を飼っている人へ

飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します。

交付要件

次の要件を全て満たしていること

- ①市内に住所を有し、市内で犬または猫を飼っていること
- ②県内の動物病院で不妊・去勢手術を受けていること
- ③犬の場合は、登録済であり、1年以内に狂犬病予防接種し注射済票の交付を受けていること
- ④市税を滞納していないこと
- ⑤不妊・去勢手術実施日から、1年以内の申請であること

※営利目的の飼養は対象外です。

補助金額 1匹につき3,000円
 ※1世帯、犬・猫のいずれか1匹

手続きに必要なもの

- ・補助金交付申請書および請求書
- ・不妊・去勢手術費の領収書（申請者名、手術日の記載があるもの）
- ・債権者登録申請書
- ・申請する人の認印と通帳
- ・犬の場合、登録番号および狂犬病予防注射済票番号

申請書などは、環境衛生課または各支所か、市ホームページからダウンロードできます。

▲申請書様式などはこちらから



TNR活動をしている人へ

野良猫の繁殖防止のため、今年度もクラウドファンディングの寄付金を使用して、野良猫の不妊去勢手術費の一部を補助します。

※クラウドファンディング・インターネットで、不特定多数から寄付を受けること

TNR活動とは？
 野良猫を捕まえて（トラップ）、不妊・去勢手術をし（Neuter）、元の場所に戻す（Return）活動

対象者

- ・個人枠：市内に住所がある人など
- ・登録団体枠：県譲渡ボランティア制度に登録のある人が代表者、団体の構成員が2人以上など

補助額 不妊去勢手術費 1匹につき

- ・メス 上限額16,500円
- ・オス 上限額11,000円

※個人枠は5匹まで。
 ※登録団体枠は頭数制限なく、治療費1万円、消耗品費1万円も補助します。

猫の捕獲・手術前に、市職員が聞き取りや現地確認を行い、支援が必要と判断した場合のみ申請できます。事前に環境衛生課へご連絡ください。

▲要件など詳細はこちらから